

佐賀県告示第二百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年十月九日から平成二十一年十一月九日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月九日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	区間	の区域
県道 佐賀環状自 転車道線	神崎市神埼町本告牟田字二ノ鶴三一二五番六地先から 神崎市神埼町本告牟田字一ノ鶴二九一二番一地先まで	後 二二・九 一〇・四
	神崎市神埼町本告牟田字二ノ鶴三一二五番六地先から 神崎市神埼町本告牟田字一ノ鶴二九一二番一地先まで	前 二二・三 一一・五
		変更前後の別 幅員 メートル 延長 メートル
		三五七・五 三六四・〇